

岡崎市バス運行対策費補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 岡崎市バス運行対策費補助金（以下「補助金」という。）は、市民の日常生活に必要な交通手段の確保を図るため、当該乗合バス事業を行う交通事業者（以下「事業者」という。）に対し、その実施に要する経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業者）

第2条 補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、市長の指定する路線において乗合バス事業を行う交通事業者とし、別表1～4に掲げるものとする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象事業者が別表1～4に掲げる区間を運行する乗合バス事業とする。

（補助対象期間）

第4条 補助対象期間は、別表1～4の各表内に掲げる期間で、実運行がなされた期間を対象とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号によるものとし、経常費用及び経常収益の算定にあたっては別紙のとおりとする。

- (1) 別表1、2及び別表4に掲げる区間に係る補助対象経費は、補助事業に要する当該バス運行路線の経常費用から経常収益を差し引いた額（千円未満切捨て）とする。
- (2) 別表3に掲げる区間に係る補助対象経費は、経常費用の20分の11の額から経常収益を差し引いた額（千円未満切上げ）とする。

（補助金の額）

第6条 この補助金の交付額は、第5条により算出して得た補助対象経費の額とし、予算の範囲内において定めるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条に基づく補助金等交付申請書（様式第1号）に係る添付書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類は規則に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 別表1、2に掲げる区間に係る補助事業
 - ア 補助事業者の欠損額算定のための基礎的数値の算出書
 - イ 補助事業の路線毎における経常費用の算定書
 - ウ 補助事業の路線毎における経常収益の算定書
 - エ 路線別輸送実績及び平均乗車密度算定表
 - オ 補助金交付申請額の算定書

(2) 別表 3 に掲げる区間に係る補助事業

- ア 補助事業者の欠損額算定のための基礎的数値の算出書
- イ 補助事業の路線毎における経常費用の算定書
- ウ 補助事業の路線毎における経常収益の算定書
- エ 路線別輸送実績及び平均乗車密度算定表
- オ 補助金交付申請額の算定書
- カ 愛知県バス運行対策費補助金交付要綱に定める補助金交付申請書

(3) 別表 4 に掲げる区間に係る補助事業

- ア 愛知県過疎バス路線輸送実績
- イ 補助事業者の欠損額算定のための基礎的数値の算出書
- ウ 補助事業の路線毎における経常費用の算定書
- エ 補助事業の路線毎における経常収益の算定書

(交付決定通知)

第 8 条 市長は、規則第 6 条に基づき補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式第 2 号）を規則第 7 条に基づき申請者に通知するものとする。

(補助事業の計画変更)

第 9 条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第 10 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は補助事業を廃止しようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(事故報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長にその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の完了（補助事業の廃止の承認を含む。以下同じ。）の日（交付決定時において事業が完了している場合は交付決定の日）から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の年度末のいずれか早い日までに、規則第 10 条に基づく補助事業等実績報告書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、補助事業等実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、規則第 11 条に基づき交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第 4 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 補助金は、補助事業が全て完了し、第 13 条の補助金の額の確定後交付する。

(検査等)

第15条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(交付の決定の取消し)

第16条 交付の決定の取消しは、規則第13条の規定によるほか、補助事業者が次の各号に該当する場合に行うことができる。

- (1) 補助事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し、不正の行為があったとき。

(帳簿の保存)

第17条 補助事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成20年10月1日から施行する。

また、この補助要綱の施行に伴い、岡崎市バス路線経過的維持対策費補助金交付要綱は廃止する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行し、施行日の前日までを補助対象期間に含む場合、当該期間についての補助金額の算出方法は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成22年10月1日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成24年6月1日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成24年9月25日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成26年10月1日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、施行日の前日までに終了する補助対象期間に係る補助金については、なお従前の例による。

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

【別表比較】

	路線の性質	キロ当たり単価	経常経費上乘せの条件
別表 1	一般路線または国庫補助路線	事業者単価	平成19年2月及び平成22年2月に愛知県バス対策協議会に廃止の申出のあった路線
別表 2	一般路線または国庫補助路線		—
別表 3	国庫補助路線		—
別表 4	過疎バス路線	過疎バス(県)単価	平成19年2月に愛知県バス対策協議会に廃止の申出のあった路線

岡崎市バス運行対策費補助金交付要綱第5条の規定に基づく経常費用及び 経常収益算定基準

【経常費用の算出方法】

経常費用 = キロ当たり経常費用 × 実車走行キロ

キロ当たり経常費用は、次式により算出された額とする（いずれも銭未満については切捨てとする）。当該補助対象期間中に路線に変更が生ずる場合、その変更に従った実車走行キロとする（以下同じ）。

1 別表1に掲げる区間に係る補助事業

当該補助対象期間における補助対象事業者の一般乗合旅客自動車運送事業要素別原価報告書（昭和47年3月1日付け運輸省局長通達）第1表・総括表（以下「報告書」という。）より算出される実車走行キロ1キロメートル当たりの経常費用に1.05を乗じた額

2 別表2、3に掲げる区間に係る補助事業

当該補助対象期間における補助対象事業者の報告書より算出される実車走行キロ1キロメートル当たりの経常費用

3 別表4に掲げる区間に係る補助事業

補助対象事業者の前年度の補助対象期間の報告書における実車走行キロ1キロメートル当たりの経常費用（「実績キロ当たり経常費用」という。）を基礎として、次の算式により計算して得られた額とする。

$$\begin{aligned} & \text{キロ当たり経常費用} \\ & = \text{実績キロ当たり経常費用} \times \left(1 + \frac{\text{過去3年間の平均増減率}}{2} \right) \times 1.05 \end{aligned}$$

【経常収益の算出方法】

別表1、2及び別紙4に掲げるもの

$$\begin{aligned} \text{経常収益} &= \text{営業収入（運送収入 + 運送雑収）} + \text{営業外収入} \\ &\quad + \text{国庫補助金} + \text{愛知県補助金} \end{aligned}$$

別表3に掲げるもの

$$\text{経常収益} = \text{営業収入（運送収入 + 運送雑収）} + \text{営業外収入}$$

1 利用実績の調査

路線バス事業者において、市長が指定する月に1日間（土曜、日曜を除く平日）以上利用実態調査を行う。

2 運送収入

(1) 別表1～3に掲げる区間に係る補助事業

以下の計算により算出した①定期外収入、②定期収入を合計した額とする。

①定期外収入

$$\text{定期外収入} = \text{ウ} \times \text{エ} = (\text{ア} \times \text{イ}) \times \text{エ}$$

ア 利用実績：利用実態調査により、走行1キロ当たり収入を算出する。

イ 実車走行キロ：対象期間中の実績

ウ 仮収入：上記ア×イにより算出する。

エ 調整率：1の利用実態調査に基づく収入と対象期間中の実績収入（収入見込）との調整を図る。

$$\cdot \text{実態調査日の全路線収入（対象期間換算）} = A$$

$$\cdot \text{対象期間の全路線収入} = B$$

$$\cdot \text{調整率} = B / A$$

②定期収入

$$\text{定期収入} = \text{ウ} \times \text{エ} = (\text{ア} \times \text{イ}) \times \text{エ}$$

ア 利用実績：1の利用実態調査により、1日当たり収入を算出する。

イ 運行日数：対象期間中の総日数から運転休止（終日）した日数を減ずる。

ウ 仮収入：上記ア×イにより算出する。

エ 調整率：利用実態調査に基づく収入と対象期間中の実績収入との調整を図る。

$$\cdot \text{実態調査日の全路線収入（対象期間換算）} = A$$

$$\cdot \text{対象期間の全路線収入} = B$$

$$\cdot \text{調整率} = B / A$$

(2) 別表4に掲げる区間に係る補助事業

次の算式により計算して得られた額とする。この場合において、1日当たりの運送収入は、運賃種別ごとの「1日当たり延人キロ×平均賃率×（1－割引率）」の総和とする。ただし、1日当たり延人キロは利用実態調査に基づき算出しなければならない。

$$\text{運送収入} = \text{過疎バス運行区間}^{*2} \text{に係る1日当たりの運送収入} \times \text{過疎バス運行期間}^{*3} \text{における実運行日数}$$

※2 過疎バス路線維持費補助金交付要綱において乗合バス路線及び市町村営バス路線に指定されたバス路線のうち、それぞれの市町村に係る部分

※3 各年度において、その前年度の10月1日から当該年度の9月30日までの間

3 運送雑収

(1) 別表1～3に掲げる区間に係る補助事業

$$\text{運送雑収（路線）} = \text{キロ当たり運送雑収} \times \text{実車走行キロ（路線）}$$

$$\cdot \text{キロ当たり運送雑収} = \text{運送雑収 (乗合事業)} \div \text{実車走行キロ (全路線)}$$

(2) 別表 4 に掲げる区間に係る補助事業

$$\text{運送雑収} = \text{運送収入} \times \left(\frac{\text{報告書における運送雑収}}{\text{報告書における運送収入}} \right)$$

4 営業外収入

(1) 別表 1 ～ 3 に掲げる区間に係る補助事業

$$\text{営業外収入 (路線)} = \text{キロ当たり営業外収入} \times \text{実車走行キロ (路線)}$$

$$\cdot \text{キロ当たり営業外収入} = \text{営業外収入 (乗合事業)} \div \text{実車走行キロ (全路線)}$$

(2) 別表 4 に掲げる区間に係る補助事業

$$\text{営業外収入} = \text{運送収入} \times \left(\frac{\text{報告書における営業外収入}}{\text{報告書における運送収入}} \right)$$

5 国庫補助金及び愛知県補助金

当該補助対象路線に係る国及び県から交付を受けた補助金の額をいう。